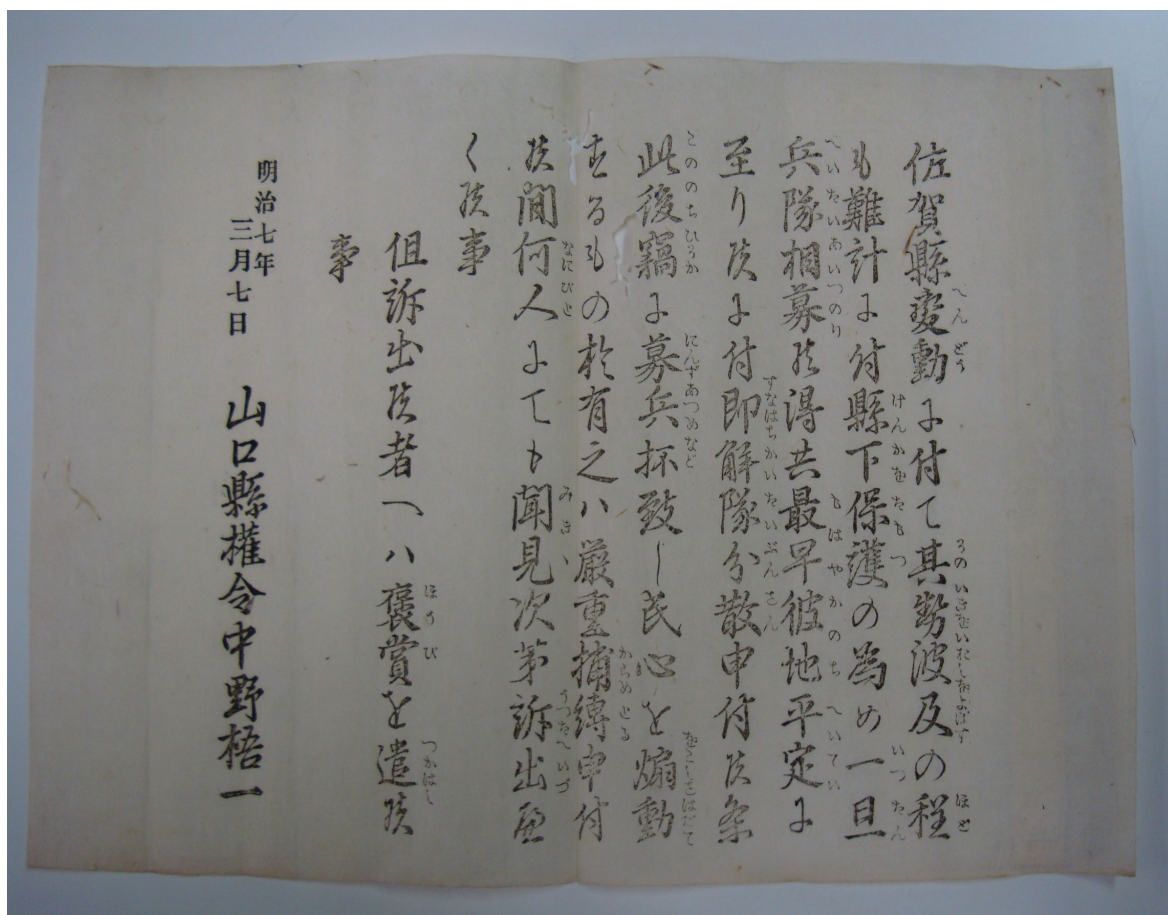


# 明治期の県布達

## — 掲示板で知る、読む —



明治時代、県は県民に対し数多くの布達を出しました。その内容は、法令や規則、命令に止まらず、遺失物や漂流船の情報、犯罪者の人相書なども含むものでした。

テレビもインターネットもない時代、それら布達は、各地に設置された掲示板を使って県民に周知される時期が長く続きました。山口県の場合、他県と比べ掲示板形式が長く用いられましたが、明治26年に掲示板は廃止され、その役割を終えました。

今月は、明治期の県布達とその掲示板に関する資料を展示します。

# 1. 掲示板の立地と規格

山口県布達 9

布達類は、県内各地の掲示場に掲示され周知が図られました。展示しているのは、明治6年3月、県が掲示板設置を指示した布達です。掲示板の立地、規格が示されています。明治26年3月、県令・告示は県報登載がメインとなり、掲示板による公布方式は廃止されました。山口県は、比較的遅くまで掲示板方式を重視していた点が他県と比べ特徴的でした。

【掲示板の立地・規格に関する指示(概略)】

- ① 掲示場は、1ヶ所は戸長・副戸長の自宅前、もう1ヶ所は旧高札場か通交の便のよいところにしなさい。
- ② 布達の掲示期間は30日としなさい。
- ③ 近くの者を守護人に定め、掲示板を管理させなさい。
- ④ 掲示板は、柱の高さ約270cm、掛板の長さ約270cm(厚さは約2.5cm)、屋根板は焼杉を用いなさい。

# 2. 読み方(ルビ)が付いた布達

旧県史編纂所史料 2141

明治期の布達の中には、難しい漢字にルビ(読み方)がふってあるものがあります。ルビは、漢字そのままの読みではなく、理解しやすい言葉に置き換えてあります。展示しているのは、佐賀の乱平定に伴う募兵禁止に関する明治7年3月の布達です。ルビが以下のように付けられています。

- 其勢波及 → そのいきおい おしをよぼす
- 県下保護 → けんかをたもつ
- 募兵杯 → にんずあつめなど
- 煽動 → おこしきはだて
- 捕縛 → からめとる

# 3. 手書きの布達と印刷された布達

美祢郡役所文書 16/山口県布達 28

山口県庁からは、当初、手書きの布達が各町村に配付されていましたが、県は、明治6年(1873)3月から一部布達の印刷を開始し、同11年(1878)頃にはほぼすべての布達を印刷配付するようになりました。展示しているのは、手書きの布達(明治9年・上)と印刷された布達(明治11年・下)です。手書きのものは、県庁の罫紙を用い、県令の公印が押されています。